

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

射水市長 夏野 元志

市町村名 (市町村コード)	射水市 (162116)
地域名 (地域内農業集落名)	本江地区 (本江、針山、道番、中新)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和 6年 7月 19日 (第1回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

兼業農家が多数いる当地区では、高齢化が進み、世代交代を進めたいが次世代に農業を引き継がない(強制できない)といった切実な課題がある。この背景には、米価の下落や生産資機材の高騰などによる農業経営への圧迫、さらには暗渠排水が不良なほ場が存在するなどの営農環境も要因として挙げられた。

(2) 地域における農業の将来の在り方

受け手のいない兼業農家については、地域内の農業を担う者が受け皿となって集積を図っていくなど、より良い農業経営の実現を目指す。
作業の効率化、省力化を目的としてスマート農業の導入を検討する。
経営が成り立つ農業を目指すため、高収益作物の導入やハウス栽培等、一年を通して営農できる環境について検討する。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	121 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	120 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方

農振農用地区域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
・地域内の農業を担う者への更なる集約化を目指し、原則として農地を中間管理機構に貸し付けていく。
(2)農地中間管理機構の活用方針
・現在の利用権設定の期間満期に併せて農地中間管理事業を活用するよう誘導する。 ・営農の継続が困難になった場合には、農地中間管理機構を通じて農業を担う者への貸し付けを進めていく。
(3)基盤整備事業への取組方針
・大区画化ほ場整備事業に向けた事業調査の実施について、土地改良区に要望している。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
・県やJA、射水市農業再生協議会等の関係機関が連携し、とやま農業未来カレッジの卒業生等の就農希望者に対する就農相談から定着まで切れ目のない取組を展開する。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
・地域内で農作業の効率化を図るため、防除作業が困難である農業者についていみず野農業協同組合に委託し、農作業省力化の支援を行う。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☐ ①鳥獣被害防止対策	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☒ ③スマート農業	☒ ④畑地化・輸出等	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☒ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☐ ⑨耕畜連携等	☐ ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

- ③作業の省力化・効率化に向けて、スマート農業の導入を検討する。
 ④輸出について調査研究する。
 ⑦多面的機能支払交付金の活用により、農地、水路等の保全管理を進める。